

令和7年第4回始良市教育委員会定例会

令和7年4月8日(火)
開会 午後1時26分
閉会 午後2時48分
始良公民館1階研修室1

1 出席者

前田教育長 川畑委員 岩元委員 藤田委員 高橋委員

2 教育委員会事務局の出席者

享保教育部長 留野次長兼教育総務課長 松尾次長兼学校教育課長
折田次長兼社会教育課長兼図書館事務局長 坂元保健体育課長

3 議事

議案等番号	件名	結果
報告第4号	教育委員会職員の人事異動に関する件	承認
報告第5号	会計年度任用職員の任命に関する件	承認
議案第20号	令和7年度始良市教育委員会重点施策に関する件	可決
議案第21号	始良市指定文化財の指定に関する件	可決
議案第22号	始良市学校給食センターの敷地の設定に関する件	可決
議案第23号	始良市いじめ対策専門委員会による調査・審議の諮問に関する件	可決

4 議事録

事務局 ただいまから令和7年第4回始良市教育委員会定例会を開催いたします。
まず開催の前に4月1日付けで職員の人事異動がございましたので、各自

自己紹介をさせていただきたいと思います。

北野部長の後任として教育部長を務めさせていただくことになりました享保でございます。引き続きよろしくお願ひいたします。享保部長の後任で教育総務課長となりました留野です。昨年に引き続きよろしくお願ひいたします。日置市にございます日吉学園という義務教育の学校で2年校長を務めさせていただき濱田次長の後任で参りました松尾と申します。よろしくお願ひいたします。社会教育課長兼図書館事務局長の折田です。本年もよろしくお願ひいたします。4月1日付けで保健体育課長を務めることになりました坂元です。よろしくお願ひいたします。社会教育課長補佐兼文化財係長の深野です。よろしくお願ひいたします。本村課長の後任で参りました教育総務課長補佐兼管理係長の外園と申します。よろしくお願ひいたします。それでは、令和7年も引き続き事務局を務めさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。

それでは、本日の議題は報告が2件、議案が4件となっておりますので、委員の皆様方よろしくお願ひいたします。それでは、これ以降の議事進行につきましては、前田教育長にお願ひいたします。

教育長 それでは早速会議に入ります。本会議は公開を原則としておりますが、本日の会議を公開することにご異議ございませんでしょうか。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。よって本日の会議は公開することといたします。まず日程第1「議事録の承認・署名」についてでございます。皆様、前回会議の議事録への署名はお済みでしょうか。

全員 はい。

教育長 それでは、前回の議事録は承認されたものと認めます。日程第2「委員及び教育長の報告」についてでございます。委員の皆様から、なにかご報告ございますでしょうか。

委員 こんにちは。3月12日中学校、3月19日幼稚園、それから24日小学校と卒業式・卒園式が行われ出席いたしました。それぞれ子供たちの成長を感じることができるとても素晴らしい卒業式・卒園式でした。昨日の小学校・中学校の入学式、そして今日の幼稚園の入園式に出席しました。中学校では式の間生徒たちのとても緊張した様子が見られましたが、在校生のあいさつ、入学生徒のあいさつはとても希望にあふれた素晴らしいものでした。充実した学校生活を送ってくれればなと思うところでした。また学校訪問で学校の様子を見るのを楽しみにしたいと思います。卒業式も昨日の入学式もですが、保護者の方がたくさん来ており時代を感じるなあと思うことでした。

以上です。

教育長

ありがとうございました。ほかに委員の方々から何かございませんか。

それでは私の方からご報告いたします。

今委員からもありましたように、3月の卒業式・卒園式、そして4月の入学式・入園式にご出席いただき、ご苦労様でございました。ありがとうございました。私も小規模校、大規模校へ参りましたが、それぞれ特色があり、卒業式・卒園式、入学式・入園式、子供たちの出会いと別れとといいますか、これは教職員も一緒でありますけれども、別れの後の新たな出会いというところで、我々もまた頑張っていかなければならないと思うところでございました。

それからあと一点、3月の始良市の最終本会議で、この前お伝えしておりましたように、教育委員であります川畑委員の任期満了に伴い、後任の勝間田収氏の任命につきまして議会の同意を得ることができたところでございます。また委員の皆様には折り入ってご紹介する機会があるかと思っておりますのでよろしく願いいたします。私からは以上でございます。

それでは日程第3 報告第4号「教育委員会職員の人事異動に関する件」を議題といたします。それでは事務局のほうから説明をお願いします。

事務局

(教育総務課長)資料の1ページをお開きください。報告第4号「教育委員会職員の人事異動に関する件」についてご説明いたします。令和7年4月1日付けの人事異動がありましたので、その報告となります。2ページをお開きください。表の左側が新任者の氏名と前職、右側が前任者の氏名と異動先を記載しています。異動の内容について、まず、表の一行目の部長級ですが、享保教育部長が次長兼教育総務課長から昇格となりました。次に次長級ですが、教育総務課は、私が次長兼教育総務課長として保健体育課長から異動となり、学校教育課は、松尾次長兼学校教育課長を日置市立日吉学園校長からお迎えしました。次に課長級ですが、保健体育課は、坂元保健体育課長が課長補佐から昇格となりました。次に課長補佐級ですが、教育総務課は、外園課長補佐兼管理係長が市民課から、保健体育課は、栢山課長補佐が財政課からそれぞれ異動となりました。なお、北野前教育部長は役職定年により農業委員会へ、濱田前次長兼学校教育課長は鹿児島市立坂元中学校校長へ、本村前教育総務課課長補佐兼管理係長は市民課長として、それぞれ異動となっております。その他3ページに「一般職員」、4ページには「組織再編に伴う市長部局への転出」、「一般職員(定年延長)」、「再任用職員」、また、5ページには「退職者」、「出向期間終了者」を記載していますので後ほどご確認をお願いいたします。説明は、以上となります。

教育長

事務局からの説明が終わりましたが、これから質疑を行いたいと思います。何か質疑はございませんでしょうか。

委員 はい、ちょっと教えてください。定年延長となっていますが、昨年度ですね例えば北野さん、延長されたということですが、この方はあと何年いらっしゃるのでしょうか。

事務局 (教育総務課長)はい。定年延長制度、昨年度から始まった制度で、昨年度の定年延長者は1年、今回の北野さんについては2年、1年ずつ伸びていきまして、5年間で65歳まで伸びていくというような制度となっております。

委員 はい、わかりました。

教育長 よろしいでしょうか。ほかにご質問等ございませんでしょうか。無いようですので、お諮りいたします。報告第4号「教育委員会職員の人事異動に関する件」については、事務局からの報告のとおりご了承いただけますでしょうか。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。よって、報告第4号につきましては承認されました。それでは、日程第4 報告第5号「会計年度任用職員の任用に関する件」についてを議題といたします。それでは、事務局からの説明をお願いいたします。

事務局 (教育総務課長)資料の6ページ 報告第5号「会計年度任用職員の任命に関する件」についてご説明いたします。7ページをお開きください。会計年度任用職員、旧特別職の配置は、柚木園加治木幼稚園園長をはじめ20名の配置です。昨年度から1名増ですが、蒲生公民館長が再任用職員から会計年度任用職員になったものです。なお、下段の表の4名は3月末をもって退職された方になります。8ページ【学校用務員】は25名の配置で、うち4名が配置換えとなっております。9ページ【学校司書補】は21名の配置で、うち5名が配置換えとなっております。10ページ【幼稚園講師】は23名の配置で、うち3名が配置転換で、新規の採用が3名です。昨年度から1名減ですが、正規職員の育児休暇からの復職による会計年度任用職員の減になります。11ページ【学校給食調理員】の給食センターの調理員は28名の配置で、新規が1名で、今後の配置予定が2名となっております。昨年度から小学校給食室別棟が1名増となっております。12ページ【学校給食調理員】の自校方式の7校の給食室には46名の配置で、うち2名が配置換え、新規が4名です。14ページ【特別支援教育支援員(小学校)】は49名の配置で、うち8名を配置換え、新規が7名で、今後の配置予定が1名となっております。昨年度から2名増となっており、内訳は、柁城小1名減、錦江小2名増、重富小1名増です。14ページ、【特別支援教育支援員(中学

校)】は10名の配置です。14ページ下段の【教員業務支援員】は10名の配置です。15ページ【図書館】26名の配置で、今後の配置予定が1名となっています。昨年度から加治木図書館が1名増となっております。16ページ【社会教育課】22名の配置で、うち2名を配置換えとしています。昨年度から文化財係が1名減となっています。同じく16ページ下段の【教育委員会事務局】3名の配置で、今後の配置予定が1名となっています。昨年度から1名減となっておりますが、スポーツ振興係の所管替えに伴うものです。以上で説明を終わります。

教育長 はい、説明してもらいましたが、会計年度任用職員それぞれの学校および出先機関、本庁にもですね、それぞれ配置がされているわけですが、ご質問等ございませんでしょうか。

委員 社会教育課長、加治木図書館が昨年移転したわけですが、運営関係はうまく回っているのでしょうか。苦情とかないでしょうか。

事務局 (社会教育課長)はい。昨年10月から短期の会計年度任用職員を長期に替えまして、開館時間が18時までだったものを19時までにした関係はありますけれども、特に苦情というものは無いです。ちょっと職員数的にはいっぱいはいいぱいではあるんですけども、苦情等はないです。

委員 逆にいい評判とかはないでしょうか。

事務局 (社会教育課長)評判は直接聞いてはいないんですけども、令和5年度までが平日平均80名くらいでしたが、現在は平日が200名、土日がそれぞれ400名利用いただいております。非常に好評なんじゃないかと思いません。

教育長 よろしいでしょうか。ほかに何か質問等ございませんか。
はい、無いようですのでお諮りいたします。報告第5号「会計年度任用職員の任命に関する件」は、事務局からの報告のとおりご了承いただけますでしょうか。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。よって報告第4号「会計年度任用職員の任命に関する件」につきましては承認されました。
それでは議案のほうに移ります。日程第5 議案第20号「令和7年度始良市教育委員会重点施策に関する件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局

(教育総務課長)資料の17ページをお開きください。議案第20号「令和7年度始良市教育委員会重点施策に関する件」について、課ごとに順次説明します。はじめに教育総務課です。資料の18ページと19ページをご覧ください。教育総務課の重点施策は、昨年と同様、4つの取組を掲げました。昨年度との主な変更点に下線を引いていますので、下線部分を中心に説明します。まず、重点施策1の努力目標について(1)教育委員と事務局の連携ですが、①の教育委員会の「開催」と②の総合教育会議の「共催」としていたものを、いずれも「充実」へ変更しました。19ページの重点施策4の③でこれまで「35人学級に対応した教室整備」としていましたが、小学校の35人学級についてはひとまず整備を終えましたので「特別な支援を必要とする児童・生徒をはじめとした」へ変更しました。次に、具体的な施策につきましては、重点施策1の19市教育長・総務課長会の開催については、各市輪番で今年度本市が開催担当となっています。そのほか、教育委員研修視察では、今年度は九州外を計画していることに伴う変更です。重点施策2では、安全衛生委員会について、これまで市教委で開催していましたが、新庁舎へ移ったことに伴い市長部局で「開催」することになりますので「参加」へ変更しました。次に19ページの重点施策4の良好な教育環境の整備・充実について説明します。(1)の安全・安心な学校づくり(施設等の整備及び充実)の①の「公共施設等総合管理計画」及び「始良市学校施設等長寿命化計画」に基づく学校施設整備の主なものとして、右の欄に記載しておりますとおり、ア 三船小学校学校鞆棚改修工事(2工区)527万6千円、イ 漆小学校体育館屋根外壁塗装工事 2,745万4千円、ウ 重富中学校体育館外壁改修工事 5,973万9千円などの工事を計画しております。次に、②は小中学校体育館LED化整備に向けて設計業務に入ります。次に、③では、老朽化した漆小学校の校長住宅を新たに建て替えるため校長住宅の新築工事を新たに計画しています。次に、具体的な施策の④の「学校施設バリアフリー化整備」については、「学校施設バリアフリー化整備計画」に基づき、令和7年度は、錦江小、加治木小、三船小、始良小、西浦小の5校で車椅子利用者用トイレの設置や、スロープなどによる段差解消などの整備を行います。以上で教育総務課の説明を終わります。

教育長

続きまして学校教育課の説明をお願いします。

事務局

(学校教育課長)はい。学校教育課の重点施策についてご説明いたします。資料の20ページから32ページになります。重点施策は3項目ですが、昨年と変わっておりませんので、努力目標、具体的施策につきまして、変更点を中心に説明いたします。20ページをご覧ください。まず、重点施策1「規範意識を養い豊かな心と健やかな体をはぐくむ教育の推進」です。努力目標(1)道徳教育の充実につきまして、具体的施策①の実践研究校が竜門小に

なります。また、具体的施策②の2点目の○にあります「始良市 心つなぐ物語」につきまして、第3号が令和5年度、第4号が令和6年度に新たに変わりました。令和6年度版は4月中に配布を予定しています。さらに、具体的施策④の最後にあります「ハートフルメッセージコンテスト」、「コンクール」のところを「コンテスト」に訂正しています。21ページをご覧ください。努力目標(2)生徒指導の充実につきまして、具体的施策②の3点目の○のところですか。昨年度は「市いじめ問題対策専門委員会」を1回だったところを今年度は3回開催いたします。これは生徒指導委員会とのリンクを図るためです。また、③の2点目の○ですが、昨年度の「適応指導教室」という文言から「教育支援センター」に変更しております。また、今年度から蒲生中にできる「校内教育支援ルーム」について追記しております。さらに、6点目の○、市教育フォーラムは「道德教育による魅力ある学校づくり」を演題とする予定です。22ページをご覧ください。⑥の表題については、ご覧のとおり表現を整えました。また、具体的施策として「資料提供」を行うことを明記しました。これは、保護者向けの「家庭におけるタブレットの使い方の注意事項」や情報モラルに関する資料です。努力目標(3)「人権教育の充実」につきまして、具体的施策②の2点目の○ですが、講師という言葉を挿入しております。また、22ページ、具体的施策、下から2行目にあります研究大会は、今年は8月の実施となっております。23ページをご覧ください。努力目標(5)「読書活動の推進」につきまして、具体的施策②の1点目の○に「子どもたち」という文言を「児童生徒」という文言に変えております。24ページをご覧ください。努力目標(6)「幼児教育の充実」の努力目標に、⑤園児数維持・確保の具体的施策のところ、公立、という文言を入れたのと、昨年度は「説明会」という文言だったところを「相談会」に変えています。続いて、重点施策2「能力を伸ばし、社会で自立する力をはぐくむ教育の推進」です。努力目標(1)「確かな学力」の定着につきまして、令和7年度重点を「演習問題の効果的な活用」「小中連携での授業改善」「組織としての動き・人材育成」と設定しました。25ページをご覧ください。具体的施策②の研修会の実施について、本年度実施分を追加しました。ここで、昨年度の1月に行われた令和6年度鹿児島学力・学習定着度調査の結果について説明いたします。別刷りの資料がございますのでそちらをご覧ください。表裏になります。今年1月に実施した令和6年度鹿児島学力・学習状況調査に関する本市の結果について報告します。この調査は、学習内容の定着や考える力、表現する力といった子供たちの学力の状況や、学習に関する意識や取組の状況といった、学習状況、そして、学校の取組状況を把握することをねらいとして、例年1月に小学校5年生、中学校1年生、中学校2年生を対象として実施しています。令和6年度は特に、それまでの「鹿児島学習定着度調査」から「鹿児島学力・学習状況調査」へと名称の変更がありました。子どもたちの目に見える学力だけでなく、目には見えにくい学力とそこに関連した学習の状況などもより意識して調査していくことで、これまで以上にきめ細やかな学習指導の充実、改善を図っていくという意図に基づく変更です。また、全ての調査を、これまでの紙媒体での調査から、CBT、つまり、タブレットを用いたオンラインで実施するというように調査方法も大きく変わりました。これは、集計の効率化や、即時性

のあるフィードバックなど、タブレットの特性を生かし、子ども一人一人に応じた指導に活かしていくことをねらいとした変更となります。タブレットを全面的に用いた調査ということもあり、子どもたちも先生方も戸惑いがあったようですが、それぞれの学校で工夫し調査を終えることができました。結果について、国語や算数・数学といったいわゆる学力調査と、いわゆるアンケートによる学習状況調査の順に簡単に報告します。まず、学力の状況についてです。資料の2の(1)の項をご覧ください。小学校では、昨年度に引き続き全ての教科で正答率が県の平均を上回ることができました。中学校においても、1年生、2年生ともに全ての教科で県の平均を上回ることができました。中学校で両方の学年がすべての教科で県の平均を上回ったのは、令和2年度以来で、先生方の頑張りが結果となって表れたといえます。ただし、子どもたち一人一人の学力には個別差があることはもちろん、学校間でも差が見られるという実態があります。また、中学校は県の平均を上回ったとはいえ、平均点そのものに着目すると50点台や40点台の教科も見られ、学習内容の十分な定着が全体として図られているとは言えない状況が見られます。小学校の平均点も昨年度よりは全体として下がっています。これは、タブレットをスクロールしながら問題を読み取ることに不慣れであったり、問題にいろいろと書き込みながら情報整理することがタブレット上だとやりにくかったりというような、CBT方式にシフトしたがゆえに生じた操作上のやりにくさも原因となっている部分があるといえます。続いて、学習の状況です。資料の2の(2)の項をご覧ください。多くの質問に対する子供たちの解答の中で、特徴的な内容について資料に示しております。子どもたちの意識の変化として、粘り強さや、主体的に学ぶこと、自己肯定感などは、昨年度よりも向上しています。また、それぞれの教科の授業について、「分かりやすい」と捉える子供も昨年度より増えており、先生方の授業改善への取組が子供たちに伝わっている部分があるといえます。その一方で、先生方は、自分たちの授業改善についてはやや厳しい見方をしており、「まだ十分でない」「もっとできる」と捉えている先生が多いようです。調査がCBT化したことによって、様々な切り口での分析が可能となりました。例えば、「自分で学ぶことができている」と捉えている子どもは正答率が高い傾向にあります。また、自己肯定感の高い生徒も正答率が高い傾向にあります。このように、目に見える学力と、目には見えにくい学力の関係性に着目しながら、子ども一人一人に応じた学習指導がなされるように働きかけていくことが必要であると捉えています。そのために、(3)の項にも示しているように、今年度も学力向上アクションプラン推進事業を中心とした取組をしっかりと継続していきます。また、先生方が子供一人一人に応じた指導を行っていくように、わたしたち教育委員会も、それぞれの学校の実態に応じたかかわりの工夫をさらに行っていきます。26 ページにお戻りください。努力目標(2)スーパーサイエンス総合推進事業につきまして、①将来日本の科学界をリードする人材に育つために必要な資質、この後に「能力」という文言を加えました。また、具体的施策①の3点目の○ですが、本年度は視察を大阪方面といたしました。(3)理数・外国語教育の充実について、努力目標①の1番目の○について、理科における「学習者主体の授業づくりの研修」という文言に変えております。これは、昨年度、始良

市教育委員会が提唱する指導法改善のテーマを「学習者主体の授業」としたことによるものです。また、本年度分の研修会の実施校を追記しました。さらに、努力目標（４）「特別支援教育の充実」につきまして、27 ページ具体的施策⑤市内小中学校へ特別支援教育支援員 59 名を派遣します。これは昨年度にプラス 2 名しているものです。努力目標「特別支援学校分置にかかる情報収集及び関係機関との連携」につきまして、具体的施策に「特別支援学校分置推進協議会を開催」を入れております。また、努力目標（５）「情報教育の充実」につきまして、具体的施策①昨年度は「情報教育の時間」、「総合的な学習の時間」と限定していたところを「各教科」に広げました。さらに、努力目標③「一人一台タブレット端末を活用した授業の充実及び 2nd GIGA の端末更新に関する業務の推進」、具体的施策③の三点目の○「2nd GIGA の端末更新に関する予算の計上、タブレット端末や関連機器の確実な準備」を追記しました。これは、本年度に児童生徒用のタブレット端末の更新や OS の種類の変更を行い、来年度から使えるようにするためです。29 ページをご覧ください。努力目標（８）「国際理解教育の充実」につきまして、具体的施策②の 4 点目の○に ALT、AEA を活用した国際感覚を磨く外国語教育の充実、具体的施策②に「グローバル社会におけるコミュニケーションの基礎となる思考力・判断力・表現力を高める指導の実践」を追記しております。30 ページをご覧ください。努力目標（９）「環境教育の充実」につきまして、ご覧のとおり①の文言を整えております。また、具体的施策①の 1 点目と 2 点目の○につきまして、市の環境基本計画に基づき、各学校での取り組みが追記されています。具体的には令和 6 年から各学校で数値目標を設定してもらい、節電、節水に取り組んでもらっています。また、②「始良市の環境についての知識や環境を守り、引き継いでいこうとする態度の育成」という文言は、昨年は二つに分かれていた言葉をわかりやすくするために一つにまとめたものです。次に、重点施策 3 児童生徒や保護者、地域社会に信頼される学校づくりの推進です。31 ページをご覧ください。努力目標（３）「教職員の資質向上」の①具体的施策①の 4 点目の○につきまして、「Plant を活用した」という文言を入れております。これは、教員向けの研修コンテンツの提供する全国的なオンライン学習プラットフォームです。教職員支援機構、教育委員会、大学、民間などが提供する研修コンテンツを集約・整理・提供しています。32 ページをご覧ください。努力目標（４）「小規模校・複式教育の充実」の②具体的施策②のところは、本年度の担当校を入れております。努力目標（５）の教職員の業務改善の③具体的施策の③につきまして「産業医への受診勧奨」を追記しております。以上でございます。

事務局

（社会教育課長）はい。それでは社会教育課でございます。令和 7 年度新規事業等はありませんが、令和 8 年度導入予定のコミュニティ・スクールについて、調査・研究・準備を行ってまいります。コミュニティ・スクールとは、学校運営協議会を置く学校で、学校の運営と支援について協議する機関になります。現在取り組んでおります S S V C + 事業に学校運営協議会を置くことで、地域と連携・協同する取組が活発になることが見込めるため、導入する予定としています。34 ページをお開きください。4 社会教育施設の充実と利用促進（３）棕鳩十文学記念館の運営⑥環境整備になります。令

和7年度は記念館横の松20本程度の伐採を計画しております。(5)龍門陶芸・健康の里(陶夢ランド)の運営②環境整備では、屋内競技場の雨漏りを防ぐために屋根を塞ぐ工事などを計画しております。次に35ページ生涯学習係になります。4公民館事業の充実(4)公民館利用の充実③地区公民館の申請による祝日利用になります。令和6年度までは、祝日の利用は許可していませんでしたが、利用を希望される団体等の声もあったことから、令和7年1月28日開催の公民館運営協議会で協議し、可決されましたので、令和7年度より、地区公民館におきまして、祝日の利用申請を受付けることといたしました。次に36ページ文化財係になります。1文化財の保存・活用は、前年度までは指定文化財登録となっておりますが、指定だけでなく、登録文化財もあることから変更しております。(2)文化財の広報・活用・調査⑦一般文化財の調査としておりましたが、市文化財保存活用地域計画策定に係る調査に変更しております。社会教育課は以上となります。

教育長 図書館事務局のほうもお願いします。

事務局 (社会教育課長)はい。図書館事務局のほうも重点施策に変更はございません。1図書館のサービス業務と読書活動の充実、具体的施策の①ホームページの改善です。図書館のホームページを大幅に変えるということで改善という言葉にしております。②Instagramの活用を追加しております。(4)心地よい居場所としての図書館づくり⑤蒲生図書館室の移転及び図書館開館を追加しております。⑥屋根及び外壁塗装工事の実施は中央図書館の工事になります。2始良市立図書館ネットワークの充実(1)図書館システムの有効活用①新蒲生図書館へのシステム移設につきましては、昨年システムを更新しておりますので、スムーズな移設を行いたいと思います。

教育長 はい。それでは保健体育課をお願いします。

事務局 (保健体育課長)保健体育課の「重点施策」について、ご説明します。はじめに、保健体育課は4月1日付けの組織改編により、スポーツ振興係が市長部局へ移行となったことにより、これまでの3係から、学校体育保健係と学校給食管理係の2係へ変更となりました。それに伴い、スポーツ振興係の重点施策については削除しました。資料の38ページをご覧ください。まず、学校体育保健係になります。重点施策としては、「1. 体力・運動能力の向上」、「2. 健康教育の充実」、「3. 安全・安心な学校づくり」を掲げています。それぞれの努力目標については変更ございません。(2)教科外体育の充実の右側の具体的施策をご覧ください。⑧番の「中学校における部活動の地域移行の推進(部活動指導員の活用)」については、これまで「中学校における部活動の地域移行の推進」と「部活動指導員の活用」の2項目に分けていましたが、部活動の地域移行の推進の中に部活動指

導員の活用も含まれることから1つの項目にまとめました。重点施策の「2. 健康教育の充実」、「3. 安全・安心な学校づくり」は努力目標及び具体的施策の変更はありません。次に学校給食管理係ですが、資料の39ページをご覧ください。重点施策につきましては、昨年同様「1. 食育の推進」と「2. 学校給食の充実」を掲げております。重点施策「1. 食育の推進」の努力目標(1)食に関する指導の充実、具体的施策の一番上の欄をご覧ください。③食育推進校の取組支援として、令和7年度の推進校として、建昌幼稚園、漆小学校、山田中学校を指定し取組について2月の食育講演会で実践発表をしていただきます。次に、重点施策2「学校給食の充実」につきましては、努力目標の(1)安全・安心な学校給食の提供の具体的施策の⑨学校給食審議会の設置、開催を追加しました。これは、第2回定例教育委員会で議決をいただきました始良市学校給食審議会条例に基づき、学校給食の適正かつ円滑な実施を図るため、教育委員会の諮問機関として、学校給食費、食育等の取組、給食施設の運営状況の把握などについて調査審議するために審議会を設置するも、令和7年度は7月と2月の年2回開催する予定です。努力目標の(2)施設の充実では、②の新学校給食センターの整備・運営について、昨年度はPFI事業者の選定を具体的施策としていましたが、今年度設計に入ることから、具体的施策を「新学校給食センターの整備・運営のモニタリング」に変更しました。次に努力目標の(3)学校給食費の管理については、昨年度は「学校給食費の公会計化」としていましたが、公会計化は完了したことから管理に変更しました。具体的施策では、昨年度は「学校給食費の未納分の学校からの債権継承」がありましたが、債権の継承が完了したことから削除しました。以上で令和7年度の保健体育課の重点施策の説明を終わります。

教育長 ありがとうございます。多大なページに渡って重点施策の説明がございましたが、何かお気づきの点、ご質問等お願いします。

委員 はい。社会教育課に。蒲生の新庁舎の中に、旧公民館の図書室が移って図書館になるわけですね。その規模的なものは加治木図書館よりも小さくなるのでしょうか。

事務局 (社会教育課長)今、面積等の資料はございませんが、だいたい同じくらいになると思います。少し本数が少ないので買い足していかないといけないと思っております。

委員 分かりました。

教育長 はい。ほかに何かございませんでしょうか

委員 はい。今日幼稚園の入園式だったんですけど、今年も合同の相談会を実施す

るということだったんですけど、去年はどんな感じだったんでしょうかね。例えば相談に何人来てそこから何人入園したとか。後でいいので。

事務局 (教育部長) 4日現在の速報値で、令和4年度よりは14名少ない。内訳としては、加治木と錦江は、錦江は1人、加治木は4名くらい減って、建昌幼稚園が15名増。帖佐幼稚園が3名か4名減で、全体で14名去年よりも減っているという形です。

委員 相談会参加者はどうですか。相談者が何人とか分かりますか。

事務局 (教育部長) 相談者が何人とかはわからないのですが。たまたま決裁があがってきてまして、4月4日時点で4園全体で149人だったと思います。去年が135人。去年より14人は園児が増える予定です。

教育長 はい。よろしいでしょうか。ほかに何かございませんでしょうか。

委員 社会教育課にお願いします。棕鳩十文学記念館に苦情がある松の木なんですけど、これは前から苦情があったのでしょうか。例えばどういう苦情があったのか教えてください。

事務局 (社会教育課長) はい。松の枝とか葉とかが落ちていたりとか、台風時の怖さとか、そういった内容のもので。

委員 それは周辺の住民ですか。

事務局 (社会教育課長) はいそうです。

教育長 ほかにございませんでしょうか。

委員 学校教育課なんですけど、27ページの就学相談会を7月と10月に開催しているということですが、例年増加している感じなんでしょうか。それとも同じような感じなんでしょうか。後日で結構ですので。

教育長 何かデータがありますか。

事務局 (学校教育課長) はい、すみませんが手元にデータはございません。

教育長 傾向としては、相談者は増えているという風に聞いております。ほかにございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは量が多いですけども、お諮りしたいと思います。議案第20号 令和7年度始良市教育委員会重点施策に関する件を可決するというところでよろしいでしょうか。

全員 はい。

教育長 それでは、議案第 20 号 令和 7 年度始良市教育委員会重点施策に関する件は可決されました。
では日程第 6 へ移ります。議案第 21 号 始良市指定文化財の指定に関する件を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 (社会教育課長)40 ページをお願いします。議案第 21 号 始良市指定文化財の指定に関する件になります。41 ページにありますように、名称：森山享庵墓 種別：記念物(史跡) 所在地：加治木町反土 本誓寺墓地 所有者：森山仁一さま で、令和 7 年 3 月 3 日付けで諮問しまして、市文化財保護審議会から指定文化財の価値を有するという答申を令和 7 年 3 月 12 日に受けております。なお、45 ページありますように、所有者からは指定されることへの同意はいただいております。調査報告につきましては、42 ページにありますように、享庵の孫が祖父の事蹟を後世に伝えるために建立したものです。また、墓の形態が亀趺碑で、亀形の台座の上に墓碑が立てられております。珍しいお墓の形体となっているようです。ご審議のほどよろしくをお願いします。

教育長 文化財の指定に関する件ということですがけれども、何かご質問等ございませんでしょうか。

委員 これは通称「亀墓」と言われるものでしょうか。

事務局 (社会教育課長)44 ページに写真を載せておりますが、台座の部分が亀の形になっているというものです。

教育長 何か質問はございませんでしょうか。

委員 文化財の指定とは何か線を引くのでしょうか。お墓の上だけを指定するのでしょうか。いろんなお墓がある中、この上だけを指定するのでしょうか。

事務局 (文化財係長)ご説明します。今回の史跡については、記念物の中の史跡となりますので、史跡というのは土地を指定することになりますので、今回の場合この墓のある墓域全体を指定することになります。ただ、指定物件としては亀のある森山家の墓だけを指定することになります。

教育長 よろしいでしょうか。ほかに何かございませんか。よろしいでしょうか。それでは議案第 21 号は事務局提案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

全員 はい。

教育長 それでは議案第 21 号始良市指定文化財の指定に関する件は可決されました。それでは次に参ります。日程第 7 議案第 22 号始良市学校給食センターの敷地の設定に関する件についてを議題とします。事務局の説明をお願いします

事務局 (保健体育課長) 議案第 22 号 始良市学校給食センターの敷地の設定に関する件について説明します。資料は 46 ページと 47 ページになります。本件は、新学校給食センターの整備にあたり、土地開発基金で先行買収していた土地について、財政課所管から教育財産として所管替えすることにより始良市学校給食センター敷地として設定をするものでございます。47 ページの参考資料をご覧ください。土地の所在については、①の始良市増田 484 番 4、②の 464 番 1 の 2 筆で新学校給食センターの建設予定地北側と三叉分団車庫南側の農地となります。設定する敷地の土地の面積は、①が 3 4 3 平方メートル、②が 7 8 0 平方メートルの合計 1, 1 2 3 平方メートルになります。なお、所管替えの手続きについては、定例教育委員会の議決後速やかに行う予定としております。以上で説明を終わります。

教育長 説明がありました。ご質問はないでしょうか。

委員 これは、目的は職員駐車場ですか。

事務局 (保健体育課長) はい。まず①につきましては、建物の敷地になります。実際ここについては駐車場を設置する予定であります。②については、新しい給食センターで勤務する職員の駐車場、またバスで見学とかに来られる方もいらっしゃると思いますので、その際のバスの駐車場として活用する予定です。以上です。

教育長 はい。ほかにございませんでしょうか。

委員 ということは、もともと個人の所有のものを市が買い上げて今度はそれを所管替えするということでしょうか。

事務局 (保健体育課長) はいそうです。

教育長 よろしいでしょうか。ほかにございませんか。
それではお諮りします。議案第 22 号は、事務局提案のとおり可決することよろしいでしょうか。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。議案第22号 始良市学校給食センターの敷地の設定に関する件については可決されました。

それでは、日程の第8 議案第23号 始良市いじめ対策専門委員会による調査・審議の諮問に関する件についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 (学校教育課長)はい。それでは資料が報告書「始良市立中学校生徒のいじめ事案に関する報告書」ちょっと厚い報告書になります。これは後程回収させていただきます。もう一つ概要版をお配りいたしておりますので、そちらをご覧くださいただけたらと思います。

それでは説明いたします。1いじめの重大事態調査終了及び結果の報告についてでございます。内容については、令和6年12月末に、いじめ対策専門委員会から令和5年に始良市立の中学校で発生したいじめ重大事態調査の報告書が提出されました。その報告書の内容について説明いたします。まず、重大事態調査の目的として、いじめということで申し出があった本事案について、どこがいじめに当たるのかを検証することと、今後の再発を防ぐための方策について助言することの2点が目的となっています。事案の概要について説明いたしますと、被害者Aの訴えとして、令和5年4月の中頃から、B、Cという2人の生徒から「キモイ」「死ね」などの暴言を言われたり、Aの名前のことを「キラキラネームみたい」と言われたりし、それが原因で別室登校となり、6月末から不登校状態に入り、病院受診をした結果、「適応障害」「抑うつ状態」と診断されました。その後も登校できない状態が続いていたのですが、11月になって、重大事態の申し立てが被害者側からありまして、教育委員会として重大事態と認定して第三者委員会に諮問しました。そして、約1年間の調査がありまして、今回の報告となっています。それでは、調査結果及び対応の検証というところで、まず、いじめの有無でございますが、Aからは8つの訴えがございましたが、その中で調査委員会の調査結果として、帰りの会の前にBがAに対して「死ね」と言った、Bが友人に対してAを「不登校にさせちゃった」と発言した、CがBに対して、Aの名前について「キラキラネームみたいで変な感じ」という趣旨の発言をしたの3つの行為が、調査委員会が認定したいじめの行為となります。その他の行為については、確証が得られなかったため事実認定の基礎とすることはできませんでした。いずれにしても、この事案は複数のいじめの行為があったということが結論です。

これに対する学校や教育委員会の対応について、ご指摘いただきました。まず、学校の対応の検証ですが、基本的にはいじめ防止基本方針に従った対応がなされており、Aに対する支援は十分になされていたということです。しかしながら、その他の学校の対応としては改善すべきところがあるということで5点指摘されています。まず、1点目、被害生徒側の訴えの確認と調査不足という点です。Aさんから被害の訴えがあったのですが、当事者同士

が仲直りをしたと捉え、その後詳しい調査をしていませんでした。調査委員会としては、調査をしてから初めて分かった新たないじめが出てきて、Bという生徒の他にもCという生徒が関わっているということが分かったという点で、いじめについてより積極的に認知すべきで、Cの行為についても重大事態との関わりを検討すべきであったということが学校の対応として言われております。次に2点目、加害者やその保護者に対しての指導について、被害者の保護者と共有すべきであったという点です。学校は、加害者やその保護者について指導を行っていますが、その内容について、被害者保護者と共有ができておらず、第三者委員会が立ち上がったからの調査の進捗状況についても報告がなされていなかったということが挙げられています。学校は伝えていましたと言っていますが、被害者側は伝えられなかったと主張しており、コミュニケーション不足があったことがうかがえます。学校は、B、C及びその保護者への指導や調査の進捗状況について、Aの保護者が納得のいく方法で報告すべきであったと指摘されています。次に3点目ですが、保護者を交えた話し合いの場を設定すべきであったという点です。これは、被害者側はもちろんですが、加害者側もお互いに親同士で話をしたいと、学校のほうにその場を設けてくれと希望していたにもかかわらず、Bが直接Aに謝罪したことにより、それ以上の保護者同士の話し合いをもたなかったということが問題であったとされています。学校は、当事者同士の謝罪だけで終わらせることなく、どこかのタイミングで保護者を交えた話し合いの場を設定すべきであったと指摘されています。次に4点目ですが、重大事態の報告が遅れたという点です。Aが不登校になってからかなりの期間がたってから報告がなされました。令和5年の9月にはAの欠席日数は30日を超えております。Aはいじめを受けており、適応障害と診断された令和5年6月時点で重大事態疑いとして報告すべきであったとし、遅くとも欠席日数が30日を超えた令和5年9月時点で教育委員会に重大事態として報告すべきであったが、実際は11月に被害者の申し立てにより重大事態として報告するという点で対応の遅れを指摘されています。最後に5点目ですが、より早い段階で教育委員会や第三者に相談すべきであったという点です。校長は令和5年7月13日時点でいじめ保険の利用について被害者の保護者から申し出があったと教育委員会に相談しています。校長は、いじめ保険の文書について相談があった時点で重大事態の疑いがあると、本件について教育委員会に相談すべきであったと、逆に教育委員会の方もその時点で重大事態の疑いがあると気付くべきであったと指摘されています。

それから、教育委員会の対応についてですが、本件についての教育委員会の対応として不備はないとされています。しかしながら、改善すべき点はあったということで1点だけ挙げられています。それは、より早い段階で介入すべきであったという点です。被害者側がいじめ保険の文書を求めているというところで、いじめ保険の利用を検討するほど悩んでいるということは容易に想像できるので、その時点で詳しく話を聞くべきであったと指摘さ

れています。以上が学校や教育委員会の対応についての検証となります。このことから、今後に向けて学校や教育委員会への提言がなされました。まず、学校への提言ですが、1点目は、当事者の要望をより丁寧に聞き取り、丁寧な事実調査を心がけること。2点目は、保護者も交えた話し合いの場を設けることが、問題の解決に役立つ場合があること。3点目は、いじめの被害生徒及びその保護者には、加害生徒及びその保護者に対する指導状況を定期的に報告すること。4点目は、学校の全職員が、いじめの重大事態に関する法令等を理解し、重大事態と疑われる事案が発生した場合には、速やかに教育委員会に相談、報告することの4点が挙げられました。また、教育委員会への提言として、1点目は、いじめ事案について学校と密に連絡を取り合い、情報共有を怠らないこと。2点目は、本提言を各学校に周知し、学校及び教育委員会はいじめ及び重大事態の発生の防止に努めることの2点が挙げられました。この報告書の内容につきましては、専門委員会の委員長と担当指導主事が、被害者及びその保護者、加害者及びその保護者、学校に対して、それぞれ説明しております。また、これを受けて、被害者はこの報告書に関する意見や再調査についての要望等の意見書を出せるとなっておりますが、現在のところ意見書の提出はありませんし、提出する意思もないと聞いています。このことから、3月18日に市長に本事案について報告し、再調査はしないこととなりました。今後については、教育委員に説明をした後、県教育委員会を通じて文部科学省に報告書を提出するとともに、報告書の内容を個人が特定されないものにした概要版を市のホームページに3か月ほど掲載し、公表するようになりたいと考えております。以上でございます。

教育長 はい。いじめ調査の報告でありました。何かご質問等ありませんでしょうか。

委員 学校の職員はこれらの内容については共有しているのでしょうか。このことだけではなく学校内で起こったこと等についてもですが。

事務局 (学校教育課長)はい。学校側へ説明しているので共有はなされていると思います。

委員 今後、今回の提言等を各学校へ教育委員会から通知しないといけないと先ほど説明がありましたが、いつ頃になるのでしょうか。

事務局 (学校教育課長)そうですね、ホームページ等に掲載する時期と合わせて、何らかの方法で、例えば校長研修会とか教頭研修会、そういった会を通してできたらと考えております。

教育長 これはすでに2月の校長研修会で、口頭ではありますけれども、昨年暮れに

報告書が出されたことと中身についてはお伝えしております。当該校については、この結果を真摯に受け止めて独自に対応を検討しているところかと思えます。職員研修を含めてですね。市内 22 校それぞれでいじめ防止に向けて対策していくことを提言されていますので、これはしっかりとやってもらわないといけないということで指導していきます。

教育長 ほかにございませんでしょうか。

全員 なし。

教育長 はい。それでは質疑がないようですのでお諮りいたします。議案第 23 号は事務局提案のとおり可決するという事で異議はございませんでしょうか。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。よって議案第 23 号「始良市いじめ対策専門委員会による調査・審議の諮問に関する件」については可決されました。議案は以上でございます。ありがとうございます。それでは、日程第 9、事務連絡に入ります。委員のみなさまから何かございませんでしょうか。

全員 なし。

教育長 では事務局から連絡ございませんか。

事務局 (保健体育課長) 令和 6 年度始良市児童生徒体力運動能力調査結果がまとまりましたので、委員のみなさまの机の上に置かせていただきました。お時間もありますので、説明のほうは省略させていただきます。お時間があるときにお目通しいただければと思います。以上です。

教育長 はい。体力運動能力調査結果が出たということですが、これにつきまして何かございませんでしょうか。

委員 県平均より始良市の状況はどうですか。

事務局 (保健体育課長) はい。小学校につきましては、総合比較男女とも全国平均には届かなかったものの、近づいてきている状況にはあります。種目別で見ますと、男子が 8 種目中 5 種目、女子が 3 種目、全国平均を上回っている状況です。中学校につきましては、得点総合比較になりますと男女とも 48 点台、種目別で男子が 8 種目中 2 種目、女子が 3 種目で全国平均を上回っている状況でございます。昨年度と比較すると、体力の向上が図られているのではな

いかと思います。以上です。

教育長 はい。よろしいでしょうか。ほかに事務局から連絡事項はなかったでしょうか。

事務局 なし。

教育長 なければ最後の行事予定の確認に移ります。教育総務課から説明をお願いします。

(各課より行事予定の説明)

事務局 はい、行事予定等説明がありましたけれども、何かご質問等ございませんでしょうか。

教育長 なし。

事務局 よろしいでしょうか。
長時間ありがとうございました。以上で本日の全ての議事は終了いたしました。
お諮りします。本日の議事録の字句等の軽微な訂正等につきましては、その整理を私にご一任していただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

教育長 はい。

事務局 異議なしと認めます。よって議事録の字句等の軽微な訂正は、私に委任されました。以上をもちまして、令和7年第4回教育委員会定例会を終了いたします。お疲れさまでした。

教育長 ありがとうございます。